

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団和風会が開設する通所リハビリテーション とるて（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援又は要介護状態にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下通所リハビリテーション等という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 通所リハビリテーション とるて
- 二 所在地 埼玉県所沢市中富 1016 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名（兼務）
医師は、診療の必要性がある疾病または負傷に対して的確な診断を基とし、療養上適切な治療を適切に行う。
- 三 理学療法士及び作業療法士 1名以上
理学療法士及び作業療法士は、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて適切なリハビリテーションを計画的に行う。
- 四 介護職員 6名以上
介護職員は、自立の支援と日常生活の充実に資するよう病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時～午後5時
サービス提供時間 午前9時30分～午後4時

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、70人とする。

(通所リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーション等のサービス内容は、次のとおりとする。

- 一 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
 - 二 居宅と事業所間の送迎
 - 三 食事の提供（食事は原則として食堂で提供する）
 - ・昼食 12時
 - 四 入浴サービス
 - ・一般浴及び介助浴
 - 五 医学的管理・看護
 - 六 介護
 - 七 個別リハビリテーション
- 2 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
- 一 保険給付に対する自己負担額を別表1-1および別表1-2のとおりとする。
 - 二 食費、オムツ代、日常生活品費、教養娯楽にかかるサービス費は別表2のとおりとする。
- 3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- 一 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション等に要した送迎費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額とする。
 - ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、距離2kmまで200円。2～5km400円。5～10km600円とする。ただし1km未満の端数は四捨五入とする。
 - 二 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、所沢市。その他の地域については相談の上対応する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が通所リハビリテーション等の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 外出 事前に職員にお申し出下さい
- 二 飲酒および喫煙は禁止いたします
- 三 設備・備品の利用：使用方法は職員にお尋ねください
- 四 所持品・備品等の持ち込み：職員にお尋ねください
- 五 金銭・貴重品の持ち込み：原則として施設ではお預かりいたしませんので、持ち込みは最低限でお願いいたします

(業務継続計画の作成)

第10条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション等を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(感染症又は食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第12条 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- 二 事業者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第14条 管理者は、提供した通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者へ報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと

し、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団和風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

※平成21年11月 1日 定員変更

※平成22年 3月 1日 営業日変更

※平成22年 8月 1日 定員変更

※平成24年 4月 1日 利用料金変更(介護保険制度改正のため)

※平成25年 1月 1日 定員変更

※平成26年 2月 1日 定員変更

※平成26年 4月 1日 定員変更

※平成27年 4月 1日 利用料金変更(介護保険制度改正のため)

※平成27年 8月 1日 利用者負担割合2割負担の事項追加

※令和 1年10月 1日 利用料金変更(介護保険制度改正のため)

※令和 2年 7月 1日 利用料金変更(介護職員等特定処遇改善加算のため)等

※令和 3年 4月 1日 利用料金変更(介護保険制度改正のため)

※令和 5年11月 1日 改訂

※令和 6年 6月 1日 利用料金変更(介護保険制度改正のため)